

平成30年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月18日(採決)

平成30年 第3回 定例会 会議録

日時 平成30年9月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長 補 佐	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第60号「篠栗町放置自転車等対策条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第60号「篠栗町放置自転車等対策条例の制定について」

本議案は、篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例において、自転車等の移送及び移送後の措置について定める範囲を篠栗町自転車等駐輪場から町が設置し、又は管理する公共の場所に広げることで、地域の美観を保持し、町民の快適な生活環境の維持を図るため、本条例の制定を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第61号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第61号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町放置自転車等対策条例を新規制定することによる整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、移送に関する措置について、本議会に上程しております篠栗町放置自転車等対策条例において定めるものとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、議案第62号「篠栗町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第62号「篠栗町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第244条の2第1項及び同法第228条第1項の規定に基づき、集会所の管理及び運営等に関する事項を定めることについて、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、区長に委託している集会所の管理及び運営を町長が行うことに改めるとともに、運営及び修繕等に係る経費の負担について条例に定めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第63号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第63号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、給水収益の増収を図り経営を安定させるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、水道料金及び給水負担金を改正するものであります。

水道料金の改正する額は、口径13ミリの場合、基本料金10立方メートルまでについて「1,048円を1,200円に」など、口径別基本料金の改正及び従量料金についても約14%をそれぞれ増額改正するものであります。

また、給水負担金の改正する額は、口径13ミリを15万円、口径20ミリを25万円に改正するものであります。

附則の経過措置としまして、施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第64号「福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第64号「福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について」

本議案は、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されることに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じ、併せて、執行機関等の組織の見直し等に伴い、規約を変更する必要があり、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求められたものです。

規約の主な改正内容は、第4条及び別表第2に規定する広域連合の処理する事務、及び第11条 執行機関等の組織、第12条 選任の方法、第13条の任期についての一部を改めるものです。

なお、この規約は平成30年11月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第65号「平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第65号「平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額101億8,092万5,185円、歳出総額97億8,608万7,52

4円、歳入歳出差引額3億9,483万7,661円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額2億6,934万8,817円、繰越明許費繰越額236万5,000円、実質収支額は1億2,312万3,844円です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり認定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 議席番号7番 横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本決算中、公園管理費の健康広場周辺整備事業で、広場と隣接する土木会社との間に70数メートルのブロック積みを施工したとありますが、そのうち、両サイド合わせて30メートルは、しっかりした地山であり、また、残りの中心部については、広場設置当時、隣接地は土取り場として利用された痕跡があり、大きく円光を描くようにえぐれ、そこから排水が流れ出ていたようですが、それから数年後、現在の土木会社が用地を購入し、広場と3メートル強ある敷地の主な部分に合わせ、用地の有効利用を行うため、盛り土を施し、更に敷地から排水が流出しないよう手当を行っており、現在では広場の利用に支障がなかったと思われま

す。従って、ブロック積みを町が施工する必然性は全くないと考え、本決算に反対をいたします。

なお、この施工は、町費の不適切な支出に当たる疑いがあると考え、今後さらに詳細な調査を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 賛成討論はございませんか。

ないので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第66号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第66号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額34億1,287万4,874円、歳出総額35億5,399万788円、歳入歳出差引額マイナス1億4,111万5,914円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はマイナス1億4,111万5,914円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第67号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第67号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額3億8,811万7,405円、歳出総額3億8,427万2,184円、歳入歳出差引額384万5,221円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は384万5,221円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9、議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額3億4,103万4,760円、歳出総額1億5,249万3,810円、歳入歳出差引額1億8,854万950円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額475万2,000円、繰越明許費繰越額1億8,378万8,950円です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10、議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、別紙監査委員

の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額収益的収入額税込みで8億5,167万6,844円、収益的支出額同じく税込みで8億350万2,257円、資本的収入額税込み4億2,729万6,300円、資本的支出額税込みで5億6,608万4,560円であります。

なお、同法第26条の規定による繰越額は1,300万円です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11、議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○決算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成29年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成29年度篠栗町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額収益的収入額税込みで5億1,795万8,129円、収益的支出額税込み4億9,123万4,048円、資本的収入額税込み8,230万円、資本的支出額税込み1億9,135万5,252円があります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12、議案第71号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第71号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億6,014万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億953万4,000円とするものがあります。

歳出では、総務費665万3,000円増、民生費983万6,000円増、衛生費2,879万円増、農林水産業費2,600万円増、土木費2,610万円増、教育費300万円増、災害復旧費1億5,970万円増、諸支出金6万5,000円増。

歳入では、地方特例交付金950万1,000円増、地方交付税2,547万円増、分担金及び負担金177万円増、国庫支出金9,211万6,000円増、県支出金

1,092万円増、繰越金2,312万3,000円増、諸収入300万円増、町債9,424万4,000円増。

債務負担行為では、新元号対応等に係るシステム改修業務委託については、限度額482万8,000円、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきましては、限度額599万4,000円の債務負担行為を行うもので、いずれも期間を平成30年度から31年度までとするものであります。

地方債補正では、臨時財政対策債において、起債の限度額が3億4,452万7,000円に、災害復旧事業債において9,176万円に増額されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第72号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第72号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,238万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,539万円とするものであります。

補正の内容は、歳出では、29年度療養給付費等の精算に伴う償還金2,326万8,000円を追加するもの及び29年度決算額の確定により、前年度繰上充用金から88万4,000円を減額し、予算整理するものであります。

歳入では、退職被保険者に係る療養給付費等の額の確定による追加交付で595万7,000円、税の当初賦課額の決定に伴う補正で、1,642万7,000円を追加しております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第73号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第73号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ967万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,571万2,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出の主なものとして、29年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金927万円の追加補正と過誤納還付金3

4万1,000円の追加であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料・滞納繰越分を542万7,000円追加するもの及び繰越金を384万4,000円追加するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第75号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第75号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、新元号対応等に係るシステム改修業務委託の期間を平成30年度から31年度まで、限度額を28万7,000円とするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） すみません、議案書見ていたら債務負担行為の目的が議案書のと違っているみたいなので、ちょっと確認してもらえますか。

○議長（阿部 寛治） 議案書と。

○議員（荒牧 泰範） 違っているみたですね。

議案書の方は、不動産取引に関する付託業務委託になっているんですが。

○議長（阿部 寛治） わかるかね。

○議員（荒牧 泰範） 下水道ですかね。失礼しました。

○議長（阿部 寛治） よく確認してください。

委員長が怒っているみたいですから。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第76号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第76号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、新元号対応等に係るシステム改修業務委託の期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を28万7,000円とするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、請願第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

請願第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について」

本請願は、糟屋郡須恵町大字植木415の24、支部長 長野 俊博 氏から提出されたものであります。

請願の主な趣旨は以下のとおりです。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの国民に広がっており、建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴である。ほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことにも大きな原因がある。

特に、建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もない。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちに取り、アスベスト問題が早期に解決されることを求めるものであります。

また、被害者の負担をできる限り少なくして救済するためには「被害者補償基金」の創設が望まれ、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り、アスベスト問題の早期の解決が急務となっている。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

なお、意見書案第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立と検討することを国に働きかける意見書」として提出いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第18、請願第2号「農業振興地域除外に関する請願書について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

請願第2号「農業振興地域除外に関する請願書について」

本請願は、糟屋郡篠栗町大字和田720番地1、岸本 雅仁 氏から提出されたものであります。

この請願の趣旨は、多々良川からJR篠栗線の間にある約50ヘクタールの農業振興地域の指定を除外し、町の最上位計画である篠栗町都市計画マスタープランに新たな計画として定め、農家にとって現状のままでは将来負債になると考えられる農業振興地域の農地を資産に変えることにより、農家の収入増及び篠栗町全体の税収増、福祉の増進に寄与することとしております。

農家全体、篠栗町全体の収入増、発展を考えている方が大多数であり、農業振興地域除外を推進するため、請願されるものであります。

審査の中で、対象者が多数おられる中で、個人で請願される理由について質疑があり、「賛同者は多数あるが、請願は個人で良いとのことだったため」という趣旨の答弁がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今回の請願についてお尋ねいたします。

委員会におきまして、本請願の継続審査等のご意見等があったのか確認したいと思っております。

2点あります。良いですか続けて、2点目でございますが、この請願に対する賛成者は多数ということでございますが、地区の農家や農業団体等にですね、意見等を伺われたり、請願の提出する旨の周知等はされているのかの質疑はございましたでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、2点質疑がっております。

はい、委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 継続についての意見はございませんでした。

それから周知については、請願自体が個人での提出を憲法16条に規定された国民の権利でございますので、そこは問うことはできないと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、大楠議員。

反対討論からです。

○議員（大楠 英志） 議席番号 8 番 大楠 英志 でございます。

「農業振興地域除外に関する請願書について」反対討論をいたします。

請願の趣旨は、おおむね理解をいたします。

町や地域・農家の将来を思われての請願だと考えています。

請願は、住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるものであるとあります。

しかしながら、請願提出に当たっての経過について、納得できないところがございます。

農地の地権者や地域の農業団体等に周知や説明がなされていないところがございます。農業に前向きに取り組んである農業者や農業団体等もございます。その方達にとってはまさに青天の霹靂であり、この方達に礼を失したことになります。急がば回れと言います。

このような事案は、特に地元の関係者に説明がなされていないと、趣旨に反して遠回りになることはあります。

以上の理由をもって反対討論とします。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 議席番号 7 番 横山でございます。

本請願に対し、賛成の立場で意見を申し上げます。

農業振興地域が我が町に存在しますが、存在していない農村自治体もあります。

それにも関わらず農業振興地域に対し、がんじがらめの制約を受けている現状に不満が生じるのももっともと考えます。確かに、今回の請願は請願者 1 人の考えで提出されたようですが、大部分の農家を代弁していると考え、賛成した次第でございます。

なお、本請願を所管の委員会で審査した数時間後、請願提出者に対して脅しととれる電話が入っていることを知りました。

請願は 1 人でも提出できますが、1 人での提出には勇気が必要だと推察されます。

それなのに、議会を信じ提出された請願者に対し、請願者が脅しを受けることなどあってはならないことだと考えます。

このことについては、議会としても深刻に考え、適切な対応をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号1番 古屋 宏治 でございます。

私は賛成の立場から討論いたします。

この請願は、決して農家を否定して農業振興地域指定の解除を求めたものではなく、農業を事業として考え、不採算を補う方策として、土地の有効活用ができるよう求められたものであると理解しております。

この請願が採択され、町に意見書が出されたからといって、即時に農業振興地域除外が承認されることもなければ、たとえ町が相応の検討を行い、県や国の機関と協議を重ね、農業振興地域から除外されたとしても、農業ができなくなるわけでもございません。

農業で採算がとれないと言われる今、後継者のいない農家、経営が苦しい農家では所有する土地を農業も含めた自由な型で使用をしたいというものは、自然な求めではないでしょうか。篠栗町の都市政策を考えると、避けては通れない必ず議論になるところでございます。時期尚早と言っては、100年たっても議論は始まりません。

正規の手続を経て提出された請願は、先ほども委員長が申されましたとおり、憲法16条に「保障された国民の基本的権利の一つであり、何人も、損害の請求、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定されております。

不採択に相当する事情がない限り、意見調整のない個人名での請願であったとしても、そのことを理由に不採択にはできません。

以上のことを持ちまして、私はこの請願に対して賛成いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 更に、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 賛成多数と認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、文教厚生委員長から意見書案第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書」、総務建設委員長から発議第2号「農業振興地域除外に関する決議」がそれぞれ提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第1号、「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 意見書案第1号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書」

本定例会において、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書が提出され、採択されました。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条3項の規定により提出いたします。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

平成30年9月18日、篠栗町議会

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、発議第2号「農業振興地域除外に関する決議」を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 発議第2号「農業振興地域除外に関する決議」

本定例会において、農業振興地域除外に関する請願が提出され採択されました。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）第14条3項の規定により提出いたします。

本決議の主な趣旨は、タブレットに掲載のとおりでございます。

以上のことにより、農業振興地域除外に関することを決議し、町に対し要請します。

平成30年9月18日、篠栗町長 三浦 正 様、篠栗町議会

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日に配布しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成30年第3回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をはじめ人事案件3件、「篠栗町放置自転車等対策条例の制定について」をはじめ条例の制定について4件、「福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広

域連合規約の変更について」1件、平成29年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件、一般会計及び特別会計等における平成30年度補正予算6件の20議案を上程し、うち撤回いたしました議案第74号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を除く19議案につきまして、可決いただきましたことに感謝いたします。

平成29年度決算について様々なご意見をいただきました。町民の皆様の税金をはじめ地方交付税、国県補助金等を主な原資として、まちづくり全般に効率的に有効活用して事業業務の執行を行ってまいりましたが、果たして適正に予算配分されていたかのご意見も賜りました。こうしたご意見を真摯に受けとめて、今後は説明責任を果たしつつ、広く議会・町民の皆様にご納得いただける予算執行を心がけてまいりたいと考えます。

また、篠栗町の将来のための財源づくりとしての篠栗北地区産業団地整備事業等について、先行投資としての一般会計からの繰出金により基金を一部取り崩し、単年度における決算状況が悪化していることのご指摘も受けましたが、しっかりやりくりをして篠栗北地区産業団地の整備が全て完了し、企業の創業が始まる2021年度以降の姿を見据え、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

そうした点を踏まえた中で、議案第74号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」の撤回請求をし、ご了承をいただきました。

本議案は、篠栗北地区産業団地整備事業における今後3年間にわたる債務負担行為の提案でございましたが、本事業については逐次特別委員会にてご報告しつつ、議会に付議すべき案件については、議会に提案していくとの取り決めをしておりますことから、本議案に関する事項については、後日、特別委員会において説明の上、再度ご提案したいと考えるに至り撤回請求をしたものでございます。今後はかかることのないよう手順を踏んで議会に付議してまいりたいと考えます。大変申しわけございませんでした。

一般質問の答弁の中でも少し申し上げましたが、現在、篠栗町行財政改革推進本部を立ち上げて、改革推進プロジェクトチームとともに将来の篠栗町の施設や制度等のスクラップ&ビルドの素案作りをしております。今後3年間で絵を描いて10年以内に取り組むことを基本としており、役場庁舎の移転若しくは建替え等の検討

もその協議の対象に入れ込んでおります。今後の計画は素案を策定の上、外部の諮問委員会に諮問することとなりますが、その前に議会の皆様にもご意見をいただく場を設けたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

6月定例会の閉会挨拶においては、「改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」篠栗町は、その地形から見てかなりコンパクトな市街地になっていると言えるわけですが、その立地適正化計画をしっかりと明文化し、計画を作成することで、国が用意している都市再生特別措置法に関する支援措置を受けることが可能になるとの判断から、第3回定例会、この9月の定例会には提案できるよう準備を進めるとしておりましたが、町内民間事業者における地区計画が幾つか進行しており、その具体的な進捗状況を見極めた上で、立地適正化計画に進むべきとの判断に至り、現在担当課において継続して検討しておりますことをご報告いたします。

さて、9月20日は自由民主党総裁選挙、実質的には、次の総理大臣を選ぶ選挙の投票日でございます。体制は固まっているとの巷での予想でございますが、私は、次期総理大臣としての新総裁が当選後どのような所信表明をするのか、大変注目しております。オリンピックイヤーを含む次の3年間の日本をどのようにかじ取りをしていくのかをしっかりと聞き、自分なりに咀嚼して篠栗町の行政運営に活かしてまいりたいと考えております。

また、世界における日本の姿を俯瞰しつつ、地方自治のあり方等を議員の皆様と議論する場を持つことができれば幸いとと考えております。

今後とも、広い視野を持って、議会とともに篠栗町における諸課題解決に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、議会におかれましても、自治の両輪として引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分



会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

古屋 宏治

---

篠栗町議会議員

田辺 弘之

---